

松江市除雪機械運転資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市が交付する松江市除雪機械運転資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率及び額、終期並びに補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市除雪機械運転資格取得支援補助金
補助金交付の目的	松江市の道路、農道、林道又は港湾施設（以下これらを「道路等」という。）の除雪を行う除雪機械の運転手となる人材を育成し、冬季も安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	松江市内の事業者が、市内の道路等での除雪業務に従事させるため、除雪機械の運転に必要な資格を雇用する個人（補助金交付申請日において普通自動車免許証（AT限定を含む。以下同じ。）を所有している60歳未満の者に限る。）に取得させる事業
補助金の交付対象経費	補助事業者が行う除雪業務に必要な資格のうち、次に掲げる資格又は講習の全部又は一部を取得し、又は受講しようとする者（以下「資格取得予定者」という。）に新たに取得させるために必要な経費で、教習料、講習料、学科試験料、実技試験料及び運転免許受験料を合算した額（実績報告までに資格の取得に至らなかった場合、他の補助制度の対象となった場合又は同一の資格を2回以上取得した場合の経費を除く。） (1) 大型自動車免許 (2) 大型特殊自動車免許 (3) 車両系建設機械運転技能講習
補助金の交付の率及び額	補助対象経費の3分の2の額。ただし、千円未満の端数は切捨てとし、かつ、除雪機械の運転に必要な資格を取得した者（以下「資格取得者」という。）1人当たりの交付額は20万円を上限とする。
終期	令和8年3月31日
補助事業者の範囲	松江市内に事業所を有する事業者で、市内の道路等の除雪業務を行うもの

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の申請をしようとする者は、規則に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 普通自動車免許証の写し
- (2) 資格取得予定者が補助金の申請をしようとする者に雇用されていることを証明する書類
- (3) 免許等取得費用の見込みが明記してある資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請書等の提出期限は、補助事業等の着手日又はその申請年の12月10日のいずれか遅い日とする。

(実績報告)

第4条 補助事業者は、規則に定める補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 取得した大型自動車免許証若しくは大型特殊自動車免許証の写し又は受講した車両系建設機械運転技能講習の終了証等の写し
- (2) 補助対象経費の領収書等の補助対象経費の金額及び当該経費を支払ったことが分かる書類

2 前項に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定年度の12月28日のいずれか早い日とする。

(補助事業者の責務)

第5条 補助事業者は、松江市内の道路等における除雪業務を実施するよう努めなければならない。

2 補助事業者は、資格取得者が資格を取得した日から3年を経過する日(以下「基準日」という。)までに、市内の道路等において、当該資格取得者を除雪機械の運転を伴う除雪業務に従事させ、従事報告書を提出しなければならない。ただし、降雪がないこと、死亡又は疾病等による退職その他資格取得者の責によらない事由により除雪業務に従事できなかった場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第6条 補助事業者は、資格取得者が基準日までに市内の道路等における除雪業務に自ら除雪機械を運転して従事しなかった場合(前条第2項ただし書に規定する場合を除く。)には、当該資格取得者に係る補助金を返還しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。